柏 企 第21号 平成25年7月2日

大阪社会保障推進協議会 会長 井上 賢二 様

柏原市長 中 野 隆 司

「2013年度自治体キャラバン行動・要望書」について(回答)

平成25年6月4日付けで要望のありました標題の件について、別紙のとおり回答いたします。

2013年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答

- 1. 国民健康保険・救急医療について
 - ① 平成24年度は、一般会計より約7億円の繰入を行っております。 国民健康保険の保険料は国保の財政運営を行う上で根幹をなす重要な収入であり、被保険者の医療費等の額から、国の補助金等収入を差し引いた額を保険料で賄う仕組みとなっており、いわゆる医療費に見合う保険料ということになります。つまり、医療費が増加しますと保険料も高くなることになります。
 - 一部負担金の減免につきましては、法律に基づき、条例及び要綱を定め実施しております。
 - ② 保険料収入は国民健康保険財政の安定的な運営を図る上で重要な財源となっております。滞納が増加いたしますと国保財政の健全運営が非常に困難な状況になり、負担の公平性を考えますと、保険料を正当な理由もなく1年以上納付されていない場合には、国の定めた「特別な事情」がある場合を除き資格証明書の発行もやむを得ないと考えております。

また、保険証を渡すことが出来ず、窓口交付の方につきましても、再三にわたり来庁をお願いし、来庁していただけた方については、事情などをお聞かせいただき、納付方法のご相談等を行い保険証をお渡しいたしております。

高校生世代以下のお子さんには通常証を郵送にて交付いたしております。

③ 滞納処分につきましては、督促、催告や文書による再三の支払のお願いを重ねたにもかかわらず、また支払う能力がありながら納付いただけない、ごく一部の悪質と判断せざるを得ない滞納者の方に対して財産調査を行い、預貯金等を中心に行っておりますが、生活にかかる資産の差押えは行っておりません。

さらに、生活が困窮している家庭や生活保護受給者の方に対しての滞納処分は行って おりません。

- ④ 国及び府からの通知文などにつきましては、全員に供覧した後、ファイリングし、何時でも、 誰でも必要なとき、すぐに見れるようにしております。
- ⑤ 生活困窮のため国民健康保険の保険料の支払が出来ず、滞納世帯となる可能性がある場合は、出来る限り被保険者の生活実態把握に努め、個々の事情に応じた対応をとれるよう努めております。

また、保険料や医療費の支払のみならず、生活自体が困窮している場合などは生活保護当等への案内に努めております。

- ⑥ 国民健康保険運営協議会は、委員17名のうち14名が本市住民であり、一部委員につきましては公募も行っております。会議は公開で開催しており、傍聴していただくこともでき、資料提供も行っております。また議事録につきましては、市のホームページに掲載しております。
- ⑦ 府の広域化等支援方針の作成により、国の収納率による調整交付金の減額措置はなくなりましたが、「保険財政共同安定化事業」の算定方式の変更により、激変緩和措置があるものの多くの市町村で交付金より拠出金が上回る結果となっており、平成27年度からの保険財政共同安定化事業における算定方式の変更について府に強く要望したいと考えております。
- ⑧ 地方単独事業による医療費波及増の療養給付費負担金減額分につきましては、一般会計より繰入を行っております。
- ⑨ 救急医療の充実については、市立柏原病院において、毎週木、土、日曜日に、内科、外科、整形外科(木曜日の日勤帯のみ)の救急搬送受入れを実施しております。また、毎週木曜日には、小児科の夜間急病診療(受付は午後7時30分まで)を実施しております。市立柏原病院では、非常時に院内で使用するための水、食料、自家発電用の重油等の備蓄に努めております。また、災害医療訓練を、適宜、実施しております。

2. 健診について

①特定健診につきましては無料で実施しております。

また人間ドック(脳検査付きを含む)を特定健診と同時に受診された場合は、人間ドックの被保険者負担分(費用の3割)から特定健診に係る費用を差し引いた額のご負担で利用いただいております。

また、被保険者の方が都合のよい時、場所で受けれるよう全て個別で行っております。

② がん検診につきましては、胃、肺、大腸、子宮、乳、子宮頸がん検診をすべて無料で実施しております。

がん検診推進事業として対象年齢の方に、乳がん検診、子宮頸がん検診や大腸がん検診の無料クーポン券を送付しております。

また、40歳の方へは、同時に健康手帳を送付し、定期的な受診の啓発、健康意識の向上に努めております。

がん検診等と特定健診の同時受診については、課題も多いことから、近隣市の状況も踏まえて、検討していきたいと考えております。

③ 人間ドックについては、脳検査付きドックも含め、その費用の約7割を助成しております。

④ がん検診日については、日曜日に胃、大腸、肺がんをセットで受診できる日や一度に検診が済ませられるよう、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、骨粗しょう症の5つの検診をセットで受診できる日を設けることや、乳がん検診、子宮頸がん検診については、個別受診が可能で、診療時間内では夜間、土曜日に予約なしで受診できるなど、受診者の便宜を図っております。

出張検診につきましては、保健センター以外で市役所の出張所を利用して、がん検診を行うなどの対応をしております。

3. 介護保険について

① 介護保険の費用はそれぞれの負担割合が決められており、介護保険の適正な運用の趣旨からみて、介護保険制度の3原則を順守していくことが重要と考えております。また、第1、2段階の引き下げにつきましては、第6期事業計画に向けて、国の動向を把握しながら検討してまいりたいと考えております。

低所得者の介護保険料軽減につきましては、根本的な制度の見直しを検討し負担軽減対策が講じられるよう、国や府に対して要望してまいります。

- ② 国庫負担の引き上げなどにより、介護保険料基準額が高額とならないよう根本的な制度設計をして、安定的な介護保険事業の財源を確保できるよう、国に対し要望してまいります。
 - ③ 軽度者等への保険給付範囲の縮小等の問題については、状況を見据えながら機会をとらえて、国、府へ提言していきたいと考えております。

また、予防給付、日常生活支援総合事業は市町村の判断で実施できる事業でありますが、現在のところ本市においては、当該事業を導入する予定はございません。

- ④ 低所得者に対しては、すでに社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度等で対応している所ですが、減免制度については事務手続きの簡素化を含めた対策を国に対して求める必要があると認識しております。
- ⑤ 施設整備については、保険料上昇を抑えるため、第5期計画での整備計画はございません。第6期以降で検討いたします。

また、大阪府が所管する介護保険事業所については、悪質な事例、対応困難な事例に 積極的に対応していくよう要望する必要があると認識しております。

⑥ 本市では、サービス利用の可否については法令通知、大阪府版 Q&A 等に基づき判断しています。法令通知、大阪府版 Q&A において利用可能とされているサービス利用事例について、本市独自の判断で利用不可とするような取り扱いはしておりません。

⑦ 介護サービス事業者に対する監査指導の人員につきましては、平成25年4月から1名 増員しております。

指導につきましては、介護保険の適正な制度運用を確保するため、介護サービス事業者に対し、運営基準や介護報酬算定基準に定められている事項の周知徹底を図ることを 方針として実施しております。

- ⑧ ケアプランチェックについては、介護サービス利用者に対して適切なサービスを提供するプランになっているかどうかを主な目的として行っているもので、聞き取りやプランの内容などについて気づきをうながすことで、ケアマネージャーの育成に寄与することも、目的の一つとしています。
- ⑨ 本市においては、介護保険サービスの利用者負担及び施設利用者の居住費、食費の 負担は非課税世帯など、一定の条件のもとで上限額を設定して、高額とならないよう配慮 されております。しかしながら、全額減免制度については、介護保険の適正な運用の趣旨 から見て、利用に応じた応益負担やサービスを利用しない被保険者との負担の公平性確 保などの観点から検討はしておりません。

4. 生活保護について

① 「標準数」に基づくケースワーカー数の実現を目指し、実施体制の整備に努めております。

また、社会主事資格を有する職員を配置しております。研修に関しては、全国や大阪府で行われる研修会に参加しており、法令を遵守することを徹底しております。窓口対応について、態度はもちろん言葉づかいにも十分気をつけるよう指導しております。

- ② 申請権の侵害はしないよう、特に指導しております。また、「保護のしおり」については、 大きな文字を使用した上行間を広くとって読みやすくし、漢字にはフリガナを併記するなど、 わかりやすい冊子にするよう工夫をしております。常に、最新の制度内容が反映されるよう、 随時見直しを実施しております。「保護のしおり」は窓口カウンターに常時おいております。
- ③ 「助言指導」にかかわらず、違法な行為は行わないことを徹底しております。就労指導につきましては、被保護者の年齢や健康状態などの病状把握だけではなく、その者の有している資格、生活歴、職歴等を十分に把握、分析し、稼動能力があるかを判断しております。 稼動能力がある場合には、就労に必要な援助を行っております。
- ④ 通院移送費については、病状や治療の必要性を把握し、就労活動の移送費についても、 適切に判断し支給しております。また「しおり」にも記載しております。

- ⑤ 休日、夜間等の急病時でも受診できるよう、「夜間・休日緊急用医療受診票」を被保護者全世帯に配布しております。また、こどもがキャンプや修学旅行時などは、「受給証明書」を発行し、個人負担が無く受診できるようしております。
- ⑥ 自動車の保有につきましては、障害者が通勤、通院等のため必要とする時、公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に通勤する時、深夜勤務等の業務に従事しており自動車により通勤が必要である時などに、病状や、収入の状況を確認したうえで、自動車による通勤、通院が妥当であると考えられる場合は保有を認めております。
- ⑦ 現在本市では警察官OBの採用はしておりません。また、「適正化」ホットライン等も行っておりません。
- 5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて
 - ① 柏原市における子どもへの医療費助成制度は、平成16年11月より、小学校へ入学するまでの児童全員を対象に、入院通院とも、1回500円(1医療機関1箇月2回目まで)の負担で受診していただいています。

また、平成25年8月から、入院にかかる助成について支給対象年齢を中学校3年生まで拡大する予定です。今後も制度運営につきまして、本市の財政状況を踏まえ、近隣各市の状況等を勘案しながら検討していきたいと考えています。

なお、無料制度については、適正な受益者負担の観点、また、本市財政的負担の面から実施は難しいと考えています。

② 婦健康診査の助成金につきましては、平成25年9月1日から、すべての妊婦さんが安心して安全に出産できるよう支援するため、現在の60,400円から116,840円に拡充を予定しています。

この助成金の拡充によりまして、妊婦さんの健康管理の充実と経済的な負担の軽減が図られ、子どもを安心して産みやすい環境づくりに寄与するものと考えております。

③ 柏原市は、生活保護基準の1.1倍以下と定め、所得額で比較しております。 通年手続きにおきましては、教育委員会でも手続きしていただけます。 支給については、毎年、少しでも早く支給できるように取組んでいます。所得による基準額 を設けておりますので、前年所得の課税額が決定する6月以降に認定作業を行うことになります。

平成26年度につきましては、現在、検討中でございます。

④ 本市における子育て支援施策につきましては、現行の諸手当の給付、保育や子育て支援 施設の利用促進をはじめとする各種サービスの提供により鋭意推進しています。 ご要望の「家賃補助」については、新たな子育て支援施策として制度化を検討する予定は ございませんが、今後も引き続き、子育て支援のための施策推進に努力したいと考えていま す。